

田辺周辺広域市町村圏組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

制定 昭和46年 6 月26日 条例第14号

改正 平成17年 5 月 1 日 条例第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条第 2 項の規定に基づき、田辺周辺広域市町村圏組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲与、貸付等)

第2条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、田辺市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成 17 年田辺市条例第 51 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。